

浄化槽清掃業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社 北海道エコシス 代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和5年10月10日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所所在地及び 名 称	帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許 可 の 期 間	令和5年10月19日から令和7年10月18日
許 可 の 条 件	

令和5年10月12日

豊頃町長 按 田 武



(注意事項)

この許可証は、浄化槽法第39条に規定する標識として使用することはできません。